

「鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例の改正案骨子」
 についてのパブリックコメント実施結果

1 意見募集期間

平成19年11月28日(水)から12月18日(火)

2 周知・応募方法

(1)周知方法

報道機関への資料提供、新聞への広告掲載、ホームページへの掲載、県庁県民室及び各総合事務所県民室の窓口での配布、関係団体への説明や通知

(2)応募方法

郵便、ファクシミリ、電子メール、県窓口(県民室又は県民局)の意見募集箱への投函

3 提案件数

14件

4 意見概要と県の対応方針

(1)既に改正案に盛り込んでいるもの(4件)

| ご意見の概要 | 回答・対応方針 |
|--|--|
| 民間建築物では、無届で解体しているものが多いと考えられる。企業の担当者は、石綿があるかもしれないという認識があっても、経営者からの圧力で何も言えない場合もある。 | このたびの改正では、そういった不適切な作業を防止するため、建築物等を解体等する場合に、石綿の使用の有無に関する調査を義務付け、そのうち、飛散性が著しく高く、特に危険性の高い吹付け石綿が使用されている可能性が高い建築物については、調査結果を県に報告していただき、適切に調査されているかどうか、県も確認しようとするものです。 |
| 事前調査を施工業者に義務付けても、結局、業者まかせになり、米子の事例と同様の問題が起きるのではないかと？ | 事前調査は、石綿障害予防規則において、目視、設計図書(図面)等により調査し、石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析で確認することとされており、条例でも同様に定める予定です。 |
| 米子の事例でもそうだったように、事前調査としては、第一には図面でのチェックが重要。 | なお、設計図書がない場合は、現場での目視、分析等により確認していただく必要があります。 |
| 民間の建物は、設計図書がないものが多いと多く、石綿有無の確認が難しいのではないだろうか。 | |

(2)対応が困難なもの(4件)

| ご意見の概要 | 回答・対応方針 |
|--|---|
| 建設リサイクル法の解体届出は建物所有者(発注者)が行うこととなっており、石綿の使用有無の調査も所有者に義務付けるべきである。 | 解体等作業前の石綿の使用の有無に関する調査(事前調査)は、現在でも石綿障害予防規則により施工業者に義務付けられております。 |
| 作業前の石綿使用の有無の調査は、施工業者が直接行うのではなく、第三者機関(例えば(社)鳥取県建築設計事務所協会など)に依頼させるなどの手法をとる必要がある。 | また、石綿が使用されていた場合、大気汚染防止法、石綿障害予防規則又は本条例に基づく作業に係る届出が施工業者に義務付けられていることから、事前調査についても同様に施工業者に義務付けるものです。 |
| 作業開始の14日前までに事前調査結果を報告することとされているが、これを短縮してほしい。 | 現在、吹付け石綿の除去等の工事を施工しようとする場合、施工業者は、大気汚染防止法及び労働安全衛生法の規定により、作業開始の14日前までに、作業方法等について届け出なければならないため、作業開始の14日前までに報告を求めるものです。 |
| 報告をしなかった場合の罰則はどの程度なのか。厳しくし、違法行為を抑止する必要がある。 | 現行条例では、法律、他県の条例などを参考に、石綿が使用されている場合の作業届出義務違反を10万円以下の罰金としており、事前調査結果の報告義務違反についても、同程度とすることとしています。 |

(3) その他(6件)

| ご意見の概要 | 回答・対応方針 |
|---|---|
| 事前調査の結果を報告しない者もいると思うが、どのようにチェックするのか？ | 県及び4市が連携し、建設リサイクル法に基づく解体届が提出された際に、条例に基づく事前調査結果の報告状況を確認します。 |
| 建設リサイクル法の解体届出窓口との連携を図るべき。 | |
| 石綿については、縦割り行政になっている感がある。石綿障害予防規則を所管する労働基準監督署との連携を図るべきである。 | これまで、作業届出については県総合事務所と労働基準監督署で情報交換を行っているところですが、今後は、県民の皆様から不適正な解体工事情報等の通報があった場合にも情報を共有するなど、より一層連携を図っていくこととしています。 |
| なぜ、吹付け石綿のみ報告対象とするのか。 | 石綿による健康被害を防止するためには、石綿の粉じんを発生させないよう作業することが大切です。 成形板等に係る解体作業では、一般的な飛散防止対策(散水、手作業等)で対応できますが、吹付け石綿については、著しく飛散性が高いため、作業場所の完全隔離、専用機器等の特別の対策が必要であり、そういった対策を講じないまま作業が行われた場合、周辺環境への影響が大きいことから、事前調査結果も含め、厳重にチェックすることとしたものです。 |
| すべての建築物の解体工事を報告対象とする必要はないのか。 | 吹付け石綿は、耐火、吸音等を目的に、昭和31年から平成元年頃までに建築された建築物に多く使用されています。また、当時、建築基準法により耐火建築物とすることとされたものには、耐火構造とするため、吹付け石綿が使用されている可能性が特に高いと考えられます。 なお、具体的な対象建築物については、規則で定める事としています。 |
| 報告先となる総合事務所生活環境局に図面等をチェックする能力があるのか？条例等を所管する環境担当だけでは難しいのではないか。 | 図面等は、生活環境局内の建築担当(建築住宅課)もチェックすることとしています。 |